

【社会】

障害年金 就労で停止 06~08年 兵庫で社保庁が是正通知 等級を軽度判定

2009年7月30日 朝刊

知的障害者が企業への就労を機に障害年金を停止、減額されるケースが二〇〇六年から〇八年にかけて兵庫県内で相次ぎ、社会保険庁が不適切だったことを事実上認めて今月十七日に全国の社会保険事務局に是正を求める通知を出していたことが分かった。

政府は〇六年施行の障害者自立支援法で、就労と地域社会での自立を促しており、障害者団体は「就労しても給与は低く、年金なしでは自立生活は困難。頑張って就労する意味がなくなってしまう」と訴えている。

知的障害者と家族でつくる「兵庫県手をつなぐ育成会」などによると、〇六~〇八年に少なくとも六人が障害基礎年金を停止、七人が減額された。いずれも障害等級を軽度に判定されたためだった。

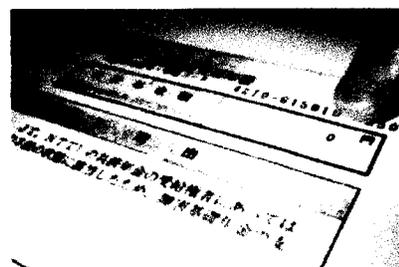
〇八年一月に会員に実施したアンケートで、時期は特定できないものの、三十四人が「停止、減額された」と回答。出先の社会保険事務局に理由を問い合わせると「就労が三年続いているため」などと言われたという。

厚生労働省と社保庁は、不服申し立てを受け付ける厚労省の社会保険審査会で兵庫社保事務局の判定が覆されるケースが相次いだことから、〇八年秋以降、同事務局に二回にわたり是正を指導。「障害等級を判定する事務局の認定医が厳しすぎる」などと指摘していた。

社保庁は今回の通知で「就労したことをもって一律に障害年金が支給されなくなることはないよう、総合的かつ柔軟な判断」を求めている。

「全日本手をつなぐ育成会」の大久保常明常務理事は「兵庫の基準で判定されたら、一般就労している全国の障害者のほとんどは年金を受けられなくなってしまう。社保庁の対応が改善されることを願う」と話している。

＜障害年金＞ 障害基礎年金と障害厚生年金などがある。障害程度によって最重度の1級から3級に分かれる。障害厚生年金は3級でも受け取れるが、障害基礎年金は1、2級の人しか受け取れないため、3級と判定されると支給停止になる。等級は都道府県ごとの社会保険事務局の認定医が判定する。知的障害など生まれつき一定程度の障害がある人は20歳から基礎年金を受け取ることができ、支給額は1級で月約8万3000円、2級で月約6万6000円。障害年金の受給者は08年12月現在、全体で計約181万人。



障害基礎年金の停止を伝える社会保険庁からの通知